

# 消防用設備等業者一覧（岡崎市内）

令和6年4月1日

この消防用設備等業者一覧は、岡崎市内の業者一覧です。  
必ずしもこの中から選定する必要はありません。  
消防職員が、**特定の業者を推奨することはできません。**  
ご自身で、業者の選定を行ってください。  
また、取扱いの消防用設備等については、業者毎に異なるため、御確認ください。



（五十音順）

名称	所在地	電話
愛知消防設備サービス㈱	稲熊町字1丁目68番地1	79 - 2059
葵防災サービス	矢作町字北河原29番地1	31 - 1819
石原電工	坂左右町字堤下10番地1	52 - 1025
クルミ防災㈱	福岡町字東後田19番地3	77 - 3389
小桜興産㈱	日名西町2番地3	23 - 5143
㈱近藤商会	六名3丁目3番地1	52 - 3811
㈱新東	錦町4番地17	21 - 2255
セコム㈱テクノ事業本部 東海支所	康生通南3丁目3番地 マルワビル2階	24 - 4809
総合警備保障㈱岡崎支社	康生通西3丁目16番地 康生ビル3階	22 - 4597
武田機工㈱岡崎本社	欠町字金谷3番地1	26 - 5120
谷澤商事(有)	元能見町139番地	65 - 5885
中日㈱	庄司田2丁目1番地2 中日ビル2階	52 - 8110
常友防災㈱西三河営業所	葵町2番地23 宝ビル201	23 - 3025
テクニカルクラスター	上六名3丁目9番地111	79 - 3138
㈱東海メンテック	庄司田2丁目1番地2 中日ビル3階	64 - 4511
初田防災設備㈱本社	矢作町字金谷25番地1	31 - 7355
ハラ防災設備	細川町字上大針55番地165	45 - 5921
広中電機㈱フェイスプロテック	欠町字広見西通23番地1	24 - 4861
㈱ベルテック	稲熊町字1丁目63番地	22 - 2135
山佐産工㈱岡崎営業所	桜井寺町字三山口26番地	85 - 0120
(有)ヤマモト防災	美合町字石塚15番地12	54 - 7814
吉野商会	上衣文町字猿田238番地	48 - 2618

# 消防用設備等・特殊消防用設備等の

# 点検をしていますか？



消防用設備等・特殊消防用設備等の

点検・報告は**防火対象物関係者**の  
(所有者・占有者・管理者)

**義務**

です。



消防用設備の点検？消火器とかがあっても、点検や報告が必要なの？

消防用設備は設置して終わりではありません。  
いつ火災が発生しても確実に機能するために、定期的に点検して、その結果を定められた様式により消防機関へ報告することを義務づけています。



点検は1年に何回必要なの？

点検は、6か月ごとに行う**機器点検**と、1年ごとに行う**総合点検**があるので、1年に2回の点検になります。



報告もその都度必要なの？

報告については、建物の使用されている用途によって異なります。  
不特定の人が入り出りする建物（集会場、物品販売、飲食店など）は**1年に1回**  
特定の人が入り出りする建物（共同住宅、工場、事務所など）は**3年に1回**  
消防機関へ報告が義務となります。



## 点検・報告のまとめ

**点検**

は、

〔 6か月ごとに行う**機器点検**  
1年ごとに行う**総合点検** 〕

があり、

**報告**

は、

不特定の人が入り出りする建物（特定用途と言います）  
については**1年に1回消防機関への報告**

又は

特定の人が入り出りする建物（非特定用途と言います）  
については**3年に1回消防機関への報告**

が義務となります。

点検についての詳細は、岡崎市消防本部のホームページでご確認ください。

消防用設備の点検は車検と同じく法律で定められたものです。（消防法第17条の3の3）

点検をおこたり、いざという時に使えず火災が拡大した事例も少なくありません。

設置後も**防火対象物関係者による適正な維持管理**をよろしくお願いします。

岡崎市消防本部  
マスコット  
キャラクター  
「レッサーくん」



消防本部予防課予防係  
中消防署本署予防管理係  
東消防署本署予防管理係  
西消防署本署予防管理係

TEL (0564) 21-9866 FAX (0564) 21-9821  
TEL (0564) 21-9945 FAX (0564) 21-9792  
TEL (0564) 53-0119 FAX (0564) 55-9690  
TEL (0564) 34-0119 FAX (0564) 31-1099